

熱中症対策の推進のための 法制度について

～気候変動適応法の改正・実行計画の概要～

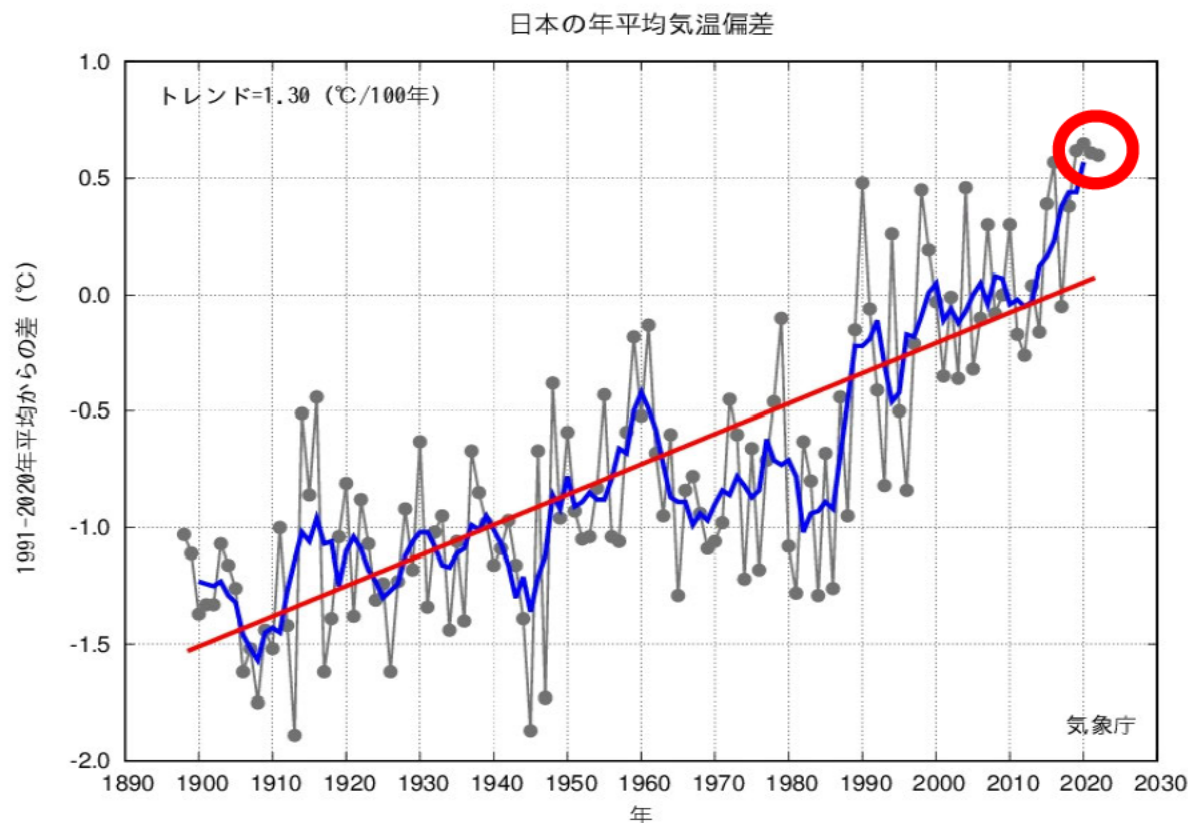
令和5年8月7日
大臣官房環境保健部
環境安全課

地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年当たり1.30℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近4年がトップ4**。

【正偏差が大きかった年（1～5位）】

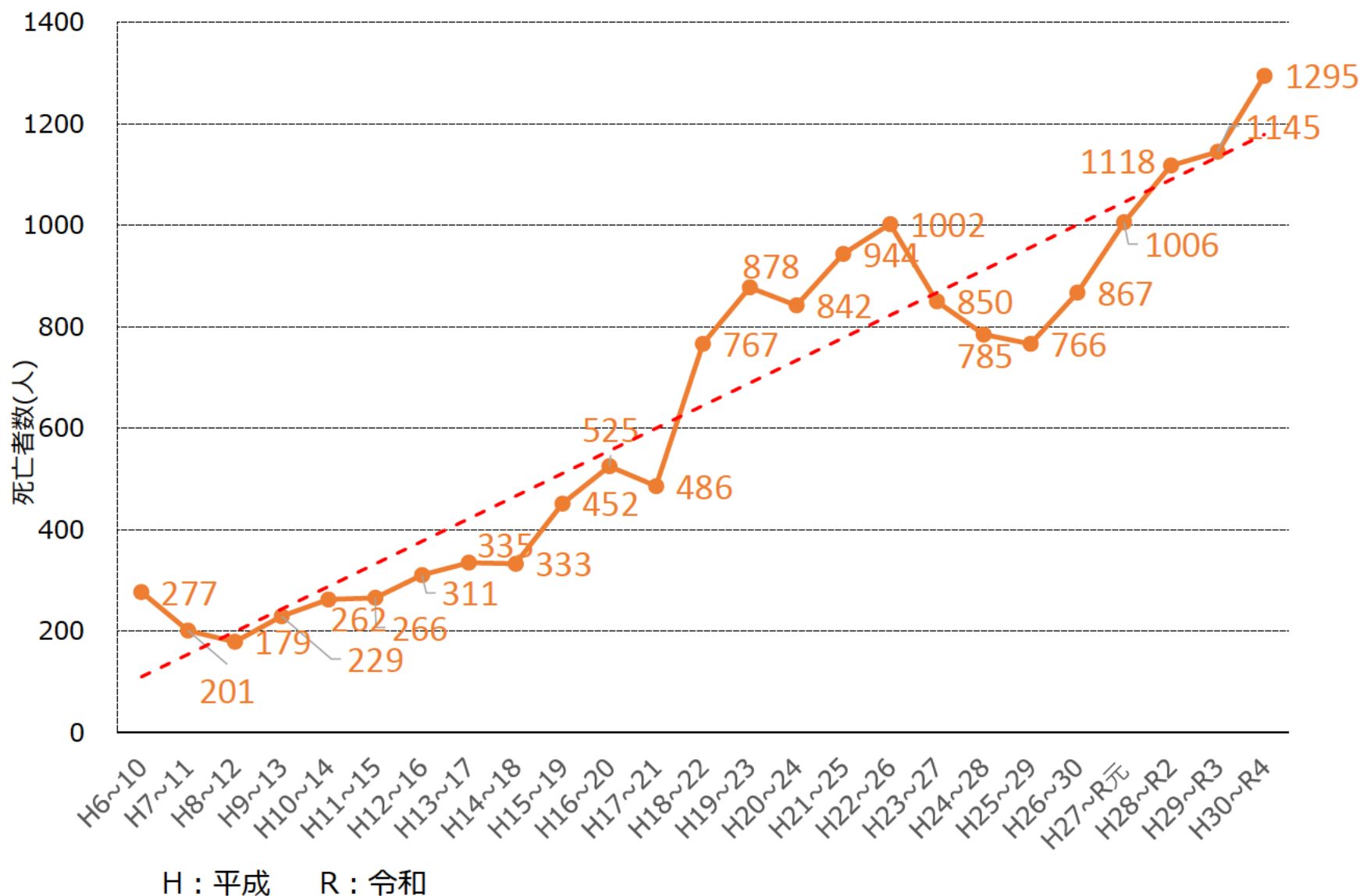
1位：2020年（+0.65℃）、2位：2019年（+0.62℃）、3位：2021年（+0.61℃）、
4位：2022年（+0.60℃）、5位：2016年（+0.58℃）



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

熱中症死亡者（5年移動平均）の推移



出典：人口動態統計より環境省作成
(令和4年は概数)

自然災害及び熱中症による死亡者数

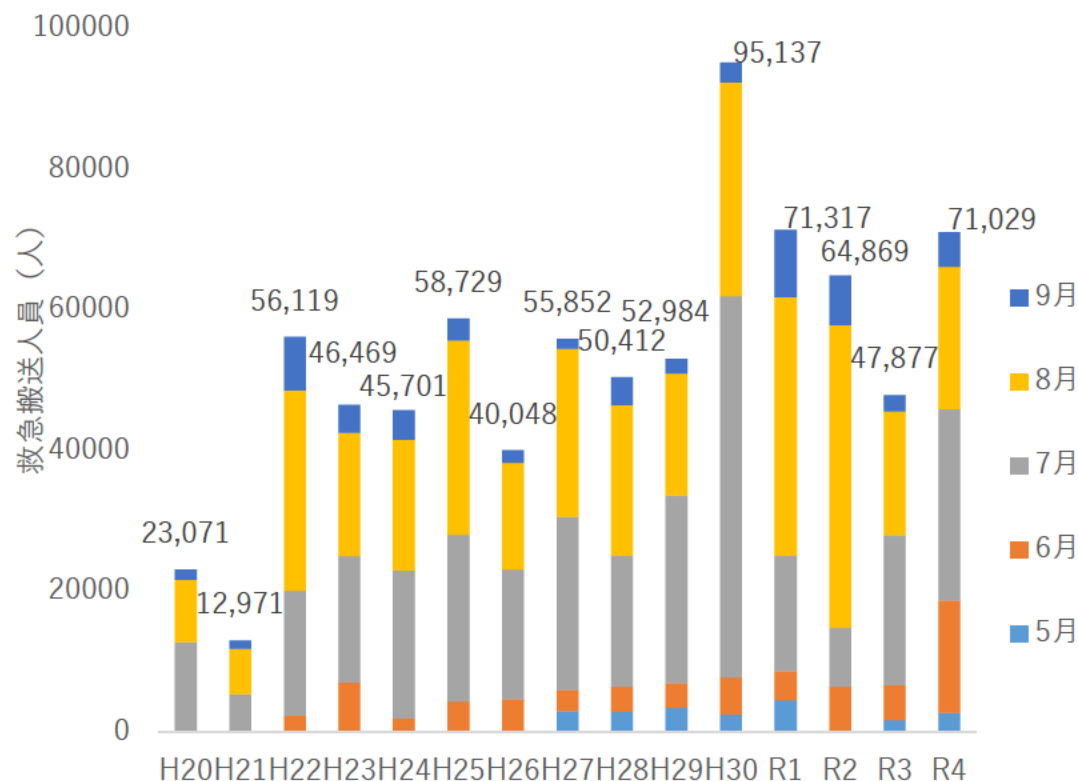
	自然災害（※1）	熱中症（※2）
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,387人

※1 令和5年度防災白書より（行方不明者含む）

※2 人口動態統計より（2022年は概数）

熱中症による救急搬送者の状況（搬送者数）

4万～7万人前後で推移



出典：消防庁（熱中症による救急搬送状況）

令和4年度夏の熱中症死亡者の状況（東京都監察医務院のデータより）

東京都23区における熱中症死亡者206人の死体検案結果（令和4年10月31日時点までの速報値）

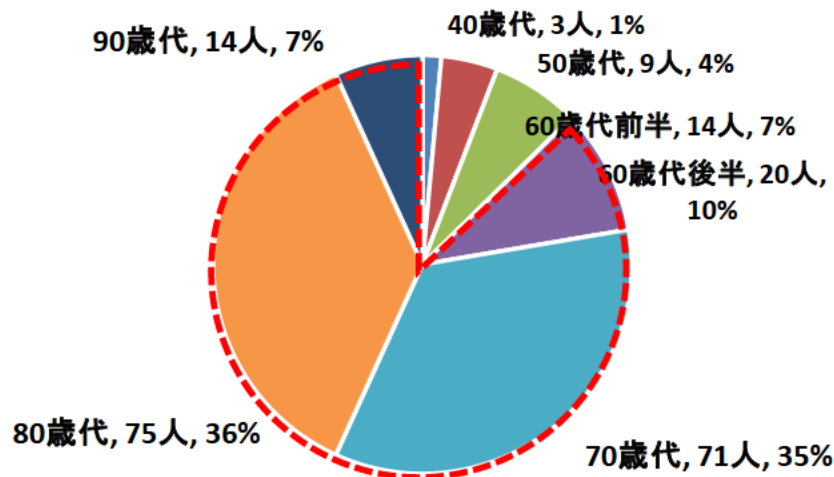
死亡者（206人）のうち

- ・ 8割以上は高齢者（65歳以上の）

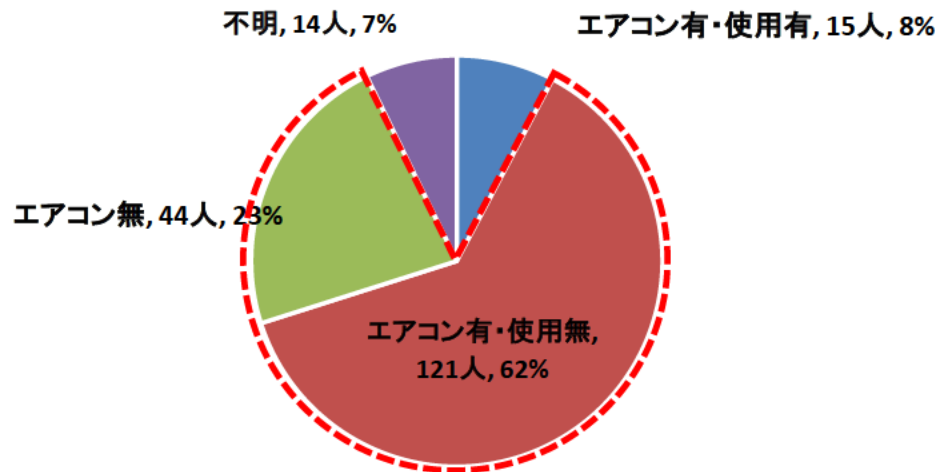
屋内での死亡者（194人）のうち

- ・ 約9割がエアコン不利用等（「エアコンを使用していない（62%）」又は「エアコンを所有していなかった（23%）」）

年齢別



エアコン設置有無・使用状況別



出典：東京都監察医務院のデータを基に、環境省作成

熱中症対策推進会議

関係府省庁が連携し政府が一体となって熱中症対策に取り組むため、
環境大臣を議長として12府省庁で構成された会議

熱中症対策推進会議

議長 環境大臣

副議長 環境大臣が指名する環境副大臣

構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
こども家庭庁成育局長
消防庁審議官
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省健康局長

農林水産省大臣官房生産振興審議官
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
国土交通省総合政策局長
観光庁審議官
気象庁大気海洋部長
環境省大臣官房環境保健部長

これまでの開催

- 第1回：令和3年3月25日 熱中症対策行動計画の策定
- 第2回：令和3年7月2日 令和3年夏に向けた政府の取組について
- 第3回：令和4年4月13日 熱中症対策行動計画の改定
- 第4回：令和4年7月21日 関係府省庁連携による更なる取組について
- 令和5年5月29日（※） **熱中症対策実行計画案及び気候変動適応計画（一部変更案）について**

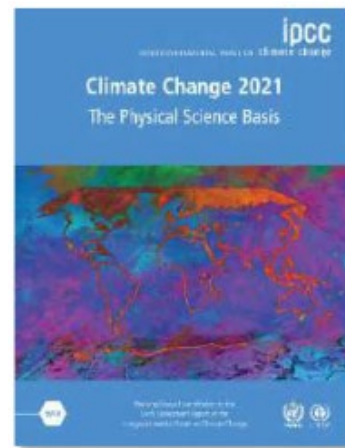
※気候変動適応推進会議・熱中症対策推進会議合同会議として開催

IPCC第6次評価報告書（2021年8月9日公表）

IPCC：気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)

科学的中立性を重視しながら**気候変動に関する最新の科学的知見を評価**し取りまとめた「評価報告書」を、1990年から5～8年ごとに公表している。

2021年7月現在、195の国等が参加。



- **極端な高温**等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い**増加すると予測**。

極端現象の種類	現在 (+1°C)	+1.5°C	+2.0°C	+4.0°C
極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍

※ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書を基に作成

2021年6月に発生したカナダの熱波の概要

【発生地域】 カナダ (ブリティッシュ・コロンビア州)

【最高気温】 **49.6度**を記録 (6月29日 リットン村※)

(※) 北緯50度13分52秒 (宗谷岬:北緯45度31分21秒)

6月の平均最高気温 (1981-2010年) **24.3 度**

出典: Environment Canada

高緯度で発生

広域的に発生

【死亡者数】

熱波発生による死亡者数

ブリティッシュ・コロンビア州 (人口 約500万人)

619人 (人口1万人当たり1.23人)

総面積 約947,800km²

(日本の総面積
約378,000 km²)

＜カナダの熱波定義＞

猛暑の標準的な定義はなく、欧州の研究プロジェクトEuroHEATは、熱波を「最高体感温度と最低気温が月別分布の90パーセンタイル以上の期間が少なくとも2日間あること」と定義している。カナダ環境局の熱波の定義は、「最高気温が32℃以上の期間が3日間以上連続して発生」である。生理学に基づいた定義では、極端な暑さは「特定の集団の罹患率や死亡率の上昇と関連することが観察される閾値と期間」とされている。(※2)

日別の死亡者数 40度以上の気温を観測した日



短期集中的に、甚大な
健康被害が発生

(※1) Extreme Heat and Human Mortality: A Review of Heat-Related Deaths in B.C. in Summer 2021

https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf

(※2) Heat Alert and Response Systems to Protect Health: Best Practices Guidebook

https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-semt/alt_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf

2022年夏期に発生した欧州の熱波

	熱波期間中の 最高気温	概要
イギリス	40.3℃ (7月19日、 東部コニングスビー)	● 死亡者数 3,200人以上（人口約6,700万人） ● 保健安全保障庁（UKHSA）と気象庁（Met Office）等は、気温の警告レベル「レベル4：非常事態」を初めて発出した。 ● 鉄道運休、空港滑走路の閉鎖、政府が国民に対し自宅待機を要請した。 ● 7月19日に観測史上初めて40℃を超えた。
スペイン	43.6℃ (7月12日、13日、 南部コルドバ)	● 死亡者数 約4,000人（人口約4,700万人） ● 山火事の影響で3,000人が避難した。
ポルトガル	44.2℃ (7月13日、 南東部エボラ)	● 死亡者数 1,000人以上（人口約1,000万人）
フランス	42.4℃ (7月18日、カゾー)	● フランス南西部では、山火事により約2万ヘクタールの森林が焼失し、約3万7,000人が避難した。
ドイツ	40.1℃ (7月20日、 ハンブルク)	● 死亡者数 約4,500人（人口約8,300万人）

※気象庁、報道ベース、ドイツ気象局、WHO Regional Director for Europe（死亡者数については2022/11/7時点）から環境省調べ
Statement – Climate change is already killing us, but strong action now can prevent more deaths
<https://www.who.int/europe/news/item/07-11-2022-statement---climate-change-is-already-killing-us--but-strong-action-now-can-prevent-more-deaths>

気候変動対策：緩和と適応は車の両輪

緩和：気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策

適応：既に生じている、あるいは、将来予測される
気候変動の影響による被害の回避・軽減対策



1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

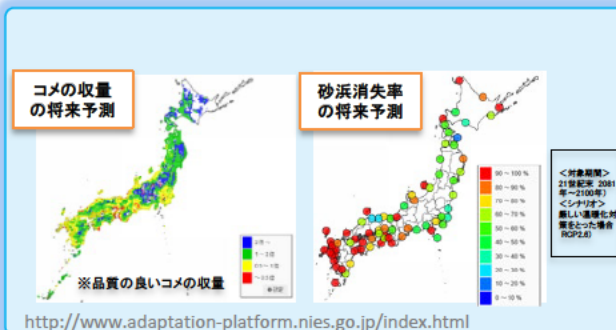
各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



将来影響の科学的知見に基づき、
・高温耐性の農作物品種の開発・普及
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
・ハザードマップ作成の促進
・熱中症予防対策の推進 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核**として**国立環境研究所**を位置付け。



3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

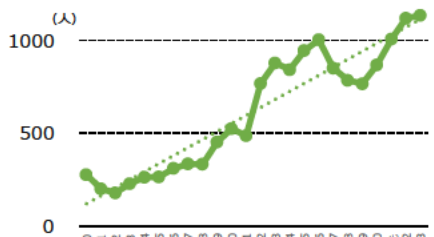
公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者（5年移動平均）の推移



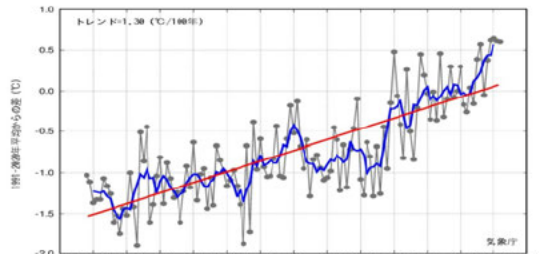
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	444人	1,581人
2019年	155人	1,224人
2020年	119人	1,528人
2021年	186人	755人

出典：令和4年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



出典：気象庁 日本の年平均気温

細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差
太線（青）：偏差の5年移動平均値
直線（赤）：長期変化傾向
基準値は1991～2020年の30年平均値。

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ → 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート	環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から 	現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ → さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） → 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に
地域の対策	- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） → 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進に関する情報の提供等**を環境再生保全機構の業務に追加
→ 熱中症対策をより安定的かつ着実に行える体制を確立

<施行期日>

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

政府による熱中症対策実行計画の策定

【第1条関係】気候変動適応法第16条

- ◆ 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、**熱中症対策の実行に関する計画（熱中症対策実行計画）を定めなければならない。**
- ◆ 環境大臣は、熱中症対策実行計画の案を作成し、**閣議の決定を求めなければならない。**

※熱中症対策：気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

現行

環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁の担当部局長)において、熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし）

※関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁

※熱中症対策行動計画：令和3年3月策定（令和4年4月改定）

改正後

熱中症対策実行計画として**法定の閣議決定計画に格上げ**

→関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に、**政府一体となった**熱中症対策を推進

- 例）
- ・熱中症予防に関する普及啓発
 - ・一般住宅や公共施設等におけるエアコンの普及促進
 - ・施設管理者（学校、スポーツ施設、事業所等）が行う熱中症対策の促進
 - ・救急搬送等情報の的確・迅速な把握

熱中症特別警戒情報の発表及び周知

【第1条関係】気候変動適応法第18条及び第19条

【熱中症警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間及び地域を明らかにして、被害発生を警戒すべき旨の情報を発表し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

【熱中症特別警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間、地域等を明らかにして、被害発生を特に警戒すべき旨の情報を発表し、都道府県知事に通知し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
- ◆ 都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

現行

環境省・気象庁にて、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から

令和4年度の実績（全国）

発表地域：46地域/58地域
発表日数：85日/183日
延べ発表回数：889回
※4/27～10/26

（参考）令和3年度の実績

発表地域：53地域/58地域
発表日数：75日/183日
延べ発表回数：613回
※4/28～10/27

改正後

現行の熱中症警戒アラートを**熱中症警戒情報**として法に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設

→法定化により、他の措置とも連動した、**より強力かつ確実な熱中症対策が可能に。**

指定暑熱避難施設制度の創設

【第1条関係】気候変動適応法第21条

- ◆ **市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。**
- ◆ 指定暑熱避難施設の管理者は、**熱中症特別警戒情報が発表されたときは**、その期間中、**指定暑熱避難施設を開放**しなければならない。

※指定暑熱避難施設は、あらかじめ公表される「開放することができる日及び時間帯」において開放されることとなる。

現行

国内での取組は限定的（海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルの活用が進められている）

※米国疾病予防管理センター(CDC)からは、クーリングシェルターは熱中症予防のために有効な対策の一つであり、冷房の効いた施設で体温を適切に保つことは熱中症による死亡者数等を下げるものとの報告がなされている。



改正後

市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定することとする。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放

→暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止

(参考) クーリングシェルターの国内外の事例

【国内事例】

クーリングシェルター等が自治体内に設置されている市区町村数
⇒ 125/592 (21%) (令和4年環境省調べ)

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市

➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設（地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等）

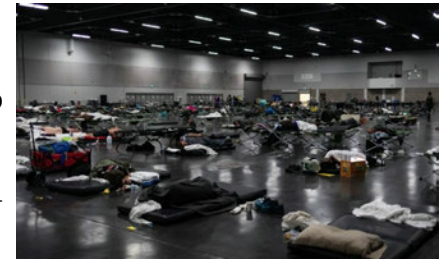


写真提供：品川区

【海外事例】

➤ 米国オレゴン州におけるクーリングセンター事例

出典：<https://www.telegraph.co.uk/global-health/climate-and-people/heat-domes-explained-pacific-northwest-experiencing-record-breaking/>



➤ カナダの事例（2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績）

○バンクーバー市

市内10か所（図書館、公民館）で運営

運営主体：バンクーバー市危機管理部門

○カムループス市

アイスホッケーリンク（写真）を12時～20時まで開設。

2021年は350人が利用。



熱中症対策普及団体の指定

【第1条関係】気候変動適応法第23条及び第30条

- ◆ **市町村長は、NPO法人等の民間団体**であって、以下の事業を適正かつ確実に行う者を、**熱中症対策普及団体として指定することができる。**
 - ①熱中症対策について、事業者及び住民に対する**普及啓発**を行うこと。
 - ②熱中症対策について、住民からの相談に応じ、**必要な助言**を行うこと。
- ◆ 熱中症対策普及団体は、地域住民の生活実態を踏まえた事業を行うことから、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない。**(罰則：30万円以下の罰金)

現行

独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う**自治体職員等が不足**



改正後

市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等（NPO等）を**熱中症対策普及団体**として指定できることとする。

→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者（高齢者等）の熱中症予防行動を徹底

(参考) 熱中症対策に係る地域の民間団体の活動事例

NPO法人・ボランティア団体等



- 在宅訪問を行い、居住者の状況や体調を確認する等熱中症予防に関する声かけ・見守りを実施
- 高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施

民間企業

- 自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強力にサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

一般社団法人

- 熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催

熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。
（※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の 基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

○実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

『今夏の熱中症予防強化キャンペーン』 令和5年5～9月の実施予定表①

- ◆ 梅雨明け直後に熱中症が急増することに備え、梅雨明け前の5月から、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	3月・4月	5月	6月	7月	8月・9月
国民全体		熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、 地方公共団体や産業界からも発信 【内閣官房、こども家庭庁、内閣府、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】			
	エアコンの早期試運転について業界団体から呼びかけ【事業者等】		梅雨明け・熱中症注意の普及啓発【関係府省庁】	盛夏・熱中症最大注意の普及啓発【関係府省庁】	
		“エアコンの早期点検・使い方”について普及啓発【経済産業・環境省・事業者等】	“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発【経済産業省・環境省】		
			大型ビジョンによる熱中症アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】		
	熱中症アラート運用開始【環境省・気象庁】	熱中症による死傷労働災害件数を公表【厚生労働省】	新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】		
		熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡【厚生労働省・環境省】		各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】	
	熱中症予防情報サイトで暑さ指数の情報提供開始【環境省】			「水の週間」関連行事として打ち水の実施等による普及啓発【国土交通省】	
		熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】			
			天候等踏まえ適宜実施：“災害時の熱中症対策” 【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】		

『今夏の熱中症予防強化キャンペーン』 令和5年5～9月の実施予定表②

訴求対象	3月・4月	5月	6月	7月	8月・9月
高齢者等 ・ 関係団体		熱中症予防の普及啓発・ 注意喚起について 事務連絡（第1弾） 【厚生労働省・環境省】	高齢者福祉等の関係団体 への見守り、声かけ依頼 【内閣官房、厚生労働省、 環境省】	熱中症予防の普及啓 発・注意喚起につい て事務連絡（第2弾） 【厚生労働省・環境省】	
地方公共 団体等		熱中症対策・体制強化の依頼発出 【関係府省庁】	高齢者向けのコンテンツをテレビ・ラジオ・SNS等を活用し発信【環境省】		
		都道府県に熱中症予防の普及 啓発/注意喚起の事務連絡発出 【こども家庭庁・ 厚生労働省・環境省】	都道府県に熱中症予防 の普及啓発/注意喚起の 事務連絡発出 【こども家庭庁・ 厚生労働省・環境省】		
		地方公共団体における対策強化に係る優良事例等の一層の周知【環境省】			
学校・ スポーツ の管理者 等	教育委員会等に 熱中症予防、ガイド ラインの活用につい て通知 【文部科学省】	啓発動画の公開 【スポーツ庁】	都道府県・政令指定都市教育委員会学校体育主管課の指導 主事（小学校・中学校）連絡協議会において注意喚起 【スポーツ庁】		
		熱中症事故防止について 事務連絡 【スポーツ庁】	教育委員会・関係団体等に 対して熱中症に関する対応 研修の実施等を要請 【文部科学省】		
		訪日外国人のための 救急車利用ガイド 【消防庁】			
労働者 ・ 農業 従事者	STOP!熱中症 クールワークキャン ペーン準備期間 【厚生労働省】	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】			
		農作業安全確認運動における「熱中症対策強化期間」 （参画機関、農作業安全指導者による啓発活動の推進）【農林水産省】			
		熱中症予防等の啓発資 料の作成【農林水産省】	ステッカーの作成・送付 【農林水産省】		
		熱中症予防等に関するオンライン研修の実施【農林水産省】			

22